

1. 原村国民健康保険直営診療所の非常勤管理者就任について

令和5年10月1日、原村原村国民健康保険直営診療所開設者から診療所開設後届出事項変更届の提出があり、非常勤である旨の報告があったところです。

診療所の管理者については、原則常勤であることが要件ですが、へき地や医師少数区域等の診療所において常勤の医師を確保することが困難である場合には、例外的に常勤でなくとも管理者として認められる扱いとなっています。

原村は長野県医師確保計画において医師少数スポットとされていることから、例外に該当すると判断し届出を受理しております。

なお、例外的取扱いについては、令和元年9月19日付け厚労省通知（別添）の3に、医療法第30条の18の2第1項の規定により設置される外来医療の提供体制に関する事項についての協議の場において、当該情報の報告を行うこととすること。」とされていることから、今回概要を報告するものです。

○当該診療所概要

- | | |
|-----------|---------------|
| (1) 名 称 | 原村国民健康保険直営診療所 |
| (2) 所 在 地 | 原村払沢 6649-3 |
| (3) 開 設 者 | 原村長 |
| (4) 管理者氏名 | 濱口 實 |
| (5) 変更年月日 | 令和5年10月1日 |

○根拠通知

令和元年9月19日付医政総発0919第3号医政地発0919第1号
「診療所の管理者の常勤について（通知）」

2. 諏訪医療圏地域医療構想調整会議座長の交代について

諏訪地域包括医療協議会事務局から会長が岡谷市医師会長から諏訪郡医師会長へ交代となる旨の連絡がありました。

長野県諏訪医療圏地域医療構想調整会議開催要綱において、「座長は、諏訪地域包括医療協議会長の職にある者とする。」と定められているため、今般の交代に伴い、当会議の座長も岡谷市医師会山崎会長から諏訪郡医師会原田会長へ交代することをご報告いたします。（新名簿添付）